

議案第187号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の2第1項中「第57条第8号の2」を「第57条第8号の3」に改める。

第12条の2第1項中「変圧して、」を「変圧して、電気自動車等（」に、「原動機付自転車」を「原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有す

るものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第57条中第8号の2を第8号の3とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (8の2) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第57条第12号中「充てんする」を「充填する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の大阪市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

急速充電設備に含まれる充電設備の範囲、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する

る基準並びに設置の届出をしなければならない火を使用する設備等の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市火災予防条例（抄）

（燃料電池発電設備）

第9条の2の2 屋内における燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。次項、第4項及び第6項、第9条の3第1項、第38条第1項第3号、第41条第1項並びに**第57条第8号の2**において同じ。）で気体燃料を使用す**第57条第8号の3**

るものの配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けてはならない。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

2-6 省 略

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、**電気自動車等**（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。**第12号**において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力**50キロワット**を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、**200キロワット**

次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(1)–(3) 省 略
(2) (4)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動
(5) 電気自動車等

的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合に
(6) 電気自動車等

は、充電を開始しない措置を講ずること

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている
(7) 電気自動車等

場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること

(7)–(11) 省 略
(8) (12)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について
(16)

次に掲げる措置を講ずること

ア 省 略

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

(13)－(14) 省 略
(17) (18)

2 省 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第57条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。

(1)－(8) 省 略

(8の2) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(8の2) 省 略
(8の3)

(9)－(11) 省 略

(12) 水素ガスを充てんする気球
充填する